

161工場と新しく 公害防止協定を

硫黄酸化物の最大排出量を定めた「富士503計画」について、市と対象工場で公害防止協定を結ぶため、準備を進めていましたが、さきごろ対象工場に防止協定内容の説明を行ないました。

対象となるのは市内の161工場で、12月中に各工場と協定を結んでいきます。防止協定は、硫黄酸化物の最大排出量を昭和50年4月1日以降、どんな場合にも守っていく。立入調査がいつでもできる。

守っていない時は、結果の公表や操業停止など大気汚染防止法第14条（改善命令等）に準じた措置を行なうなどとなっています。



【関係工場に公害防止協定の説明を】

火災予防コーナー ②

灯油やガソリン

危険物の貯蔵は許可を

灯油やガソリンが値上がるからといって買いだめし、空地や小屋に積んでおくことは大変危険です。一般家庭では、法律によって定められた指定数量以上の危険物は、貯蔵したり取扱うことはできませんから注意してください。

指定数量以上を扱う場合は、市長の許可を受けていただきますが、品目別の指定数量は次のとおりです。

- ・ガソリン 100ℓ（ドラムカン約半分）
- ・灯油 500ℓ（ドラムカン約2本半）
- ・重油 2000ℓ

たとえば、セントラルヒーティング用に灯油の500ℓ入のタンクを造る場合や、農家で自動車、耕運機用のガソリンをドラムカン1本置く場合は、市長の許可が必要となります。業務用の場合は、指定数量の5分の1以上、指定数量未満でも届出をしていただきます。

なお、液体燃料（油類）を貯蔵しておく場合、次の

点を守ってください。

- ・燃料タンクの容量によって、タンクの板厚（金属性）が変わってきます。5ℓ以下のタンクは板厚が0.6㎜以上、5～20ℓは0.8㎜以上、20～40ℓは1.0㎜以上、40～100ℓは1.2㎜以上、100～250ℓは1.6㎜以上、250ℓ以上が2.0㎜以上。
- ・燃料タンクとたき口の間は2ℓ以上の水平距離をとる。
- ・配管は金属管を使用する。
- ・屋内にタンクを設ける場合は、壁、柱、床、天井が不燃材料で造られているかおおわれていること。
- ・燃料タンクは地震などで容易に倒れたり落下しないようにする。
- ・屋外で貯蔵、取扱う場合は、危険物の周囲が最低1ℓ以上の空地が必要。



【ガソリン、灯油の貯蔵するときは市長の許可を】

訂正 3 ページの生物調査班の見出しが6種類となっていますが、62種類の誤りですので訂正いたします。

件数 214件
(9月まで 1841件)

死者 5人
(9月まで 24人)

負傷者 102人
(9月まで 895人)



十月の
交通事
火災件数



10件発生
(9月まで 81件)

損害額 454万円
(9月まで 9512万円)

死者 0 傷者 0
(9月まで 死者0人
負傷者18人)